

(設置)

第1条 追手門学院大学(以下「本学」という。)に、追手門学院大学学友会センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、学友会活動の健全な育成及び発展を図り、学生の福利厚生に資することを目的とする。

(管理運営)

第3条 教務・学生支援部長は、センターの管理運営について責任を負う。また、管理運営に関する事務は、学生支援課及び安威総合オフィス課において行う。

(使用者の範囲)

第4条 センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学学生及び学友会追風に所属する団体
- (2) 本学教職員
- (3) 教務・学生支援部長が許可した者

(使用日時)

第5条 センターを使用できる日時は、次の各号に掲げる日を除き、午前9時から午後10時までとする。ただし、教務・学生支援部長が必要と認めた場合は、使用日時の一部を変更することがある。

- (1) 大学休業中、教務・学生支援部長が定める一定期間
- (2) センターの管理上必要な期間

(施設の区分)

第6条 センター内の施設を専用施設、共用施設及び管理施設に区分する。

2 専用施設とは、学友会追風に所属する各団体がそれぞれ専ら使用する施設をいう。

3 共用施設とは、学友会追風に所属する各団体又は学生等が共同で使用する次の各号の施設をいう。

- (1) トレーニング室
- (2) 男子シャワー室
- (3) 女子シャワー室
- (4) 女子更衣室
- (5) 物干場
- (6) 和室
- (7) 予備音楽練習室
- (8) 屋上(物干場を除く。)

4 管理施設とは、専用施設及び共用施設以外の教務・学生支援部長が管理する施設をいう。

(専用施設の使用許可)

第7条 前条第2項に規定する専用施設の使用は、学友会追風に所属する各団体の願い出に基づき、教務・学生支援部長が許可する。なお、使用許可を得た各団体の責任者は、その施設の管理に万全を期するとともに、使用上の一切の責任を負わなければならない。

(共用施設の使用手続)

第8条 第6条第3項に規定する共用施設の使用は、学友会追風に所属する各団体より教務・学生支援部長に願い出なければならない。

(鍵の貸与)

第9条 専用施設及び共用施設の鍵は、各団体の責任者に貸与する。なお、鍵の複製は、禁止する。

(使用者の遵守事項)

第10条 センターの施設を使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 施設の転貸をしないこと。
- (3) 施設の改変及び設備・備品の移動を無断で行わないこと。
- (4) 火災及び盗難予防に努めること。
- (5) センターでは喫煙しないこと。
- (6) 掲示その他これに類するものは、所定の場所以外にしないこと。
- (7) センターでは飲酒しないこと。
- (8) センターでは宿泊しないこと。
- (9) センターではスパイク等に類するもの及び下駄を使用しないこと。
- (10) 凶器、危険物等を搬入しないこと。
- (11) 学友会追風活動の場にふさわしい良好な環境づくりに努めること。
- (12) 活動上不必要な物品を搬入しないこと。

(損害賠償)

第11条 使用者が故意又は過失により施設、設備等を消失、又は破損した場合は、速やかに学生支援課又は安威総合オフィス課に届け出で、遅滞なく原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、事情によっては教務・学生支援部長は、その額を減ずることがある。

(使用許可の取消し)

第12条 使用者がこの規程に違背した場合は、使用許可を取り消し、以後の使用を許可しない場合がある。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、センターの使用に関して必要な事項は、学友会追風運営委員会と協議し、教務・学生支援部長が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学生支援委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和62年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、2014年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。